

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園等の就園奨励に関する事務が廃止されるため、関連する項目を削除するもの。

2 改正内容

個人番号の利用範囲を定めた別表のうち、私立幼稚園等の就園奨励に関する事務についての項目を削除する。

(1) 別表第1中1の項を削除

(2) 別表第2中17の項を削除

3 施行日

令和2年4月1日から施行する。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）新旧対照表

新			旧		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1（略）	（略）		1 市長	私立幼稚園等の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	
2（略）	（略）		2（略）	（略）	
3（略）	（略）		3（略）	（略）	
4（略）	（略）		4（略）	（略）	
5（略）	（略）		5（略）	（略）	
6（略）	（略）		6（略）	（略）	
7（略）	（略）		7（略）	（略）	
			8（略）	（略）	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
1の項～16の項（略）			1の項～16の項（略）		
17（略）	（略）	（略）	17 市長	私立幼稚園等の 就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
18（略）	（略）	（略）		の	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19（略）	（略）	（略）			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
20（略）	（略）	（略）			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
21（略）	（略）	（略）	18（略）	（略）	（略）
			19（略）	（略）	（略）
			20（略）	（略）	（略）
			21（略）	（略）	（略）
			22（略）	（略）	（略）